

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県公営企業管理者 實 来 伸 夫

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条土地整備課の項第九号を次のように改める。

九 削除

第四十八条総務課の項第一号中「所」を「センター」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

別表を次のように改める。

別表（第五十三条関係）

一 本庁に置く職

職名	職の置かれる組織	職務	備考
経営部長	企業局	管理者の命を受け、企業局の事務的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	必要に応じ置く。
技術部長	企業局	管理者の命を受け、企業局の技術的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	必要に応じ置く。
局付	企業局	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。



主任専門員	所及びセンター	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任水道技術専門員	所及びセンター	上司の命を受け、水道管理に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
事業推進員	所及びセンター	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
係長	係	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	
専門員	所及びセンター	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
水道技術専門員	所及びセンター	上司の命を受け、水道管理に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	所及びセンター	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	所及びセンター	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	所及びセンター	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(広島県公営企業組織規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日の前日において在職する職員の職については、この規程による改正前の広島県公営企業組織規程(以下「旧規程」という。)の規定は、当該職員がこの規程による改正後の広島県公営企業組織規程に規定する職へ昇任するまでの間、なおその効力を有する。この場合においても、当該職員を旧規程に規定する職へ昇任させることはできないものとする。

(企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

- 3 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の表本庁の項中「事務部長」を「経営部長」に改める。

第五条の二の表本庁の項中「事務部長」を「経営部長」に改める。  
第九条中、「休息时间」を削る。

4 広島県公営企業事務処理規程の一部改正  
(広島県公営企業事務処理規程の一部改正)  
別表第二中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に、「企業局事務部長」を「企業局経営部長」に、「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。  
一部を次のように改正する。

5 広島県公営企業決裁規程(昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「事務部長」を「経営部長」に改め、同条第七号中「専任主査、主任主査」を「主幹」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「事務部長」を「経営部長」に改める。  
第八条の見出し中「事務部長」を「経営部長」に改め、同条第一項を次のように改める。  
経営部長は、局長専決事項のうち、管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。

同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「調整監、事業調整監及び工事検査監」を「参事」に改め、同項を第四項とし、同条第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 課長は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる事項について専決することができる。  
第九条の表中「事務部長」を「経営部長」に改める。  
別表第一事務部長専決事項の欄を削る。

(広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程の一部改正)  
6 広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程(平成元年広島県公営企業管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「事務部長」を「経営部長」に改める。  
第三条中「事務部長」を「経営部長」に改める。  
(広島県企業局文書等管理規程の一部改正)

7 広島県企業局文書等管理規程(平成十三年広島県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表を次のように改める。

県文書等管理規則	
第二条第一項	知事部局
第二条第二号	広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第二項に規定する本庁
	企業局
	広島県公営企業組織規程(昭和四十九年公営企業管理規程第六号)第二条第二項に規定す

		県文書等管理規程												
第十条第四項	第十条第二項、第三十五条、第四十七条	第十条第一項、第三十五条、第四十六條	第十條第一項、第三十四條	第十條第一項、第三十條	第九條の二、第十條第一項、第十一條、第二十四條第二項第一号及び第四号、第二十六條第一項第四号、第三十二條第二項並びに第四十九條	第七條、第四十八條（見出しを含む。）	第二条第一号	第十一条	第八条第三項及び第四項並びに第九条	第八条第二項	第四条第一項	第二条第四号	第二条第三号	第二条第三号
総務課	電子申請システム取扱要領	電子申請システム取扱要領	広島県電子文書交換システム取扱要領	広島県電子文書等取扱要領	総務課長	知事	総務局総務課（以下「総務課」という。）	知事	総務課長等	総務課長に 総務課長又は庶務担当課長（以下「総務課長等」という。）	総務課長の長（以下「総務課長」という。）	広島県行政組織規則第四条、第五条及び第十八條の課	広島県行政組織規則第二条第三項に規定する地方機関	広島県行政組織規則第二条第三項に規定する地方機関
企業総務課	企業局における電子申請システム取扱要領	企業局における広島県電子文書交換システム取扱要領	企業局における電子文書等取扱要領	企業局における電子文書等取扱要領	企業総務課長	管理者	企業局企業総務課（以下「企業総務課」という。）	管理者	企業総務課長等	企業総務課長に 企業総務課長又は庶務担当課長（以下「企業総務課長等」という。）	企業局企業総務課の長（以下「企業総務課長」という。）	広島県公営企業組織規程第四条の課	広島県公営企業組織規程第二条第二項に規定する地方機関	る本庁

第十五条第二項	主務局長等	企業局経営部長	第二十三条第一項 第一号	他の局にわたるものにあつては主務局長（課長専決の場合にあつては、主務課長）	主務課長	第二十四条第一項 及び第二項各号列記以外の部分	総務課
第二十四条第一項 第一号	主務局長（課長専決の場合にあつては、主務課長）	企業局経営部長（課長専決の場合にあつては主務課長）	第二十六条第二項 第一号	規則案	規程案	第二十七条第一項	規則
第二十七条第二項	「広島県規則」、「広島県告示」及び「広島県訓令」	「広島県公営企業管理規程」、「広島県企業局告示」及び「広島県企業局訓令」	第二十九条から第四十三条まで	総務課長等	企業総務課長等		